令和８年 10 月 30 日
建築政策課

高岡市大雨被災宅地復旧支援事業

令和８年８月 27 日からの大雨により被害を受けた宅地の復旧費用を一部補助いたします。

１ 対象者

令和８年８月 27 日からの大雨で被害を受けた宅地（被害を受けたとき住宅の用に供されていたもの）の所有者等で、り災証明（居住者用）を受けたもの。または、市長が認めるもの。

※所有者等…宅地の所有者、又は所有者から工事の承諾を得た管理者・占有者。

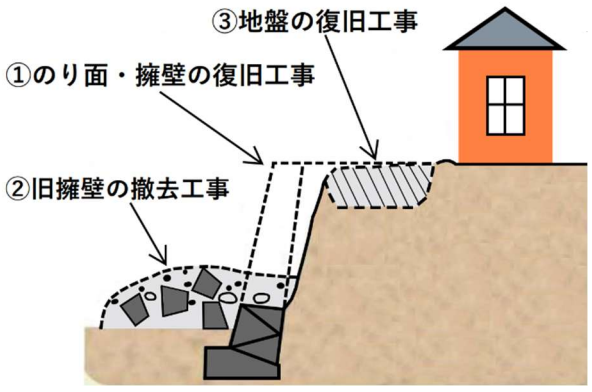
２ 対象用途

- 戸建住宅 、アパート、兼用住宅の住宅部分（店舗、事務所棟との兼用住宅など）、個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋
- 対象外用途・・・住宅となる家屋がない倉庫・納屋、住宅以外の用途

３ 対象工事（原形復旧工事を基本とする）

No	対象工事	備　考
①	のり面の復旧工事	裏のり面の復旧工事は補助対象外
②	擁壁の復旧工事	旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事も補助対象
③	地盤の復旧工事	陥没に対応する工事も補助対象

【補助対象工事イメージ】



４ 補助金額

- 補助率　工事費の５０万円を超えた金額の２／３（千円未満切捨て）
- 限度額　７６６．６万円

５ その他

- 申請期限　令和９年（２０２７年）３月３１日（水）
- 申請は、１敷地につき１回限り

【相談・申請窓口】

・高岡市役所６階　都市創造部　建築政策課
・電話：0766-20-1429　FAX：0766-20-1477　メール：kentiku@city.takaoka.lg.jp